

第2次小樽市緑の基本計画策定委員会（第3回）会議録

[日時] 令和4年8月5日（金）13：30～14：30

[場所] 建設部庁舎3階 第1会議室

[会議次第]

- 1 開会
- 2 報告
 - (1) 計画の策定経過について
- 3 議題
 - (2) 計画推進のための取組及び施策（主要施策①～③）について
// (主要施策④～⑩) について
// (主要施策⑪～⑭) について
 - (3) 計画の推進体制及び推進管理について
- 4 その他
 - (4) 策定スケジュールについて
- 5 閉会

[出席者]（名簿順）

（委員長）八木 宏樹、（副委員長）片桐 由喜、阿部 哲也、杉山 奈穂子、
高塚 恵、中鍵 貴之

計 6名

[欠席者]

能瀬 晴菜

計 1名

[説明のための出席者]

（建設部）池澤次長、半田課長、日達主幹、亀田主査、高橋主査、畠山

計 6名

[議事]

《建設部主幹》

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第3回 第2次小樽市緑の基本計画 策定委員会」を開催いたします。

本日はお忙しいところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

八木委員長による議事進行まで、私「日達」が進行役を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員の出席に関しましては、能瀬委員が所用により欠席となっております。

なお、委員の過半数が出席し、会議が成立していることをご報告いたします。

本日は次第にあります報告、議題について、ご審議いただきたいと思います。

ここで配布資料の確認をさせていただきます。

全部で2種類ございます。

まず、次第、資料1 第2次小樽市緑の基本計画について以上でございます。

資料の過不足はございませんか。

これより、議事進行については、八木委員長にお願いいたします。

よろしく願いいたします。

《委員長》

それでは、議事進行の前に傍聴者の確認をいたします。事務局報告願います。

《建設部主幹》

本日の傍聴者はおりません。

《委員長》

それでは、次第に従って進めてまいります。

報告(1)「計画の策定経過」について事務局より説明願います。

《公園緑地課主査》

報告(1)「計画の策定経過」についてご説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。

会議等の開催経過については、「庁内調整会議」及び「関係部長会議」を各3回、「策定委員会」を2回、「市民懇談会」を1回開催しております。

本日は「策定委員会」の第3回に当たり、「計画推進のための取組及び施策」並びに「計画の推進体制及び推進管理」について審議していただきます。

以上、報告(1)「計画の策定経過」についての説明を終わらせていただきます。

《委員長》

ただいま事務局より報告(1)「計画の策定経過」について説明いただきました。この内容について何かご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

～ 質問・意見等無し ～

それでは続いて、議題(2)「計画推進のための取組及び施策(主要施策①～③)」について事務局より説明願います。

《公園緑地課主査》

2ページをご覧ください。前回定めました「基本理念」、「緑の将来像」及び「基本方針」を踏まえ、今回「計画推進のための取組及び施策」を定めてまいります。

3ページをご覧ください。左側に記載してあります3つの「基本方針」を踏まえ、7つの「取組」及び14の「主要施策」を定めてまいります。詳細については、4ページ以降にてご説明いたします。

4ページをご覧ください。左側に記載してあります「基本方針1」を踏まえ、「取組1 都市環境を形成する緑の保全」とし、都市に残された貴重な自然資源であり、災害から都市を守る重要な役割を持つ、市街地背後の天狗山などの丘陵樹林地や海岸線、河川などの水辺環境は、良好な都市環境を形成する骨格的緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。これを踏まえ、右上に記載してあります「主要施策① 骨格的緑地の保全」とし、本市の個性的なまちなみの形成や都市防災上重要な役割を果たし、多様な生き物の生息・生育環境となっている「丘陵樹林地」、「海岸線」、「河川」及び「農地」は、豊かな自然環境を形成する骨格的緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。具体的な施策として1つ目は、「保安林などの指定による丘陵樹林地の保全」、2つ目は「自然公園などの指定による海岸線の保全」、3つ目は「河川区域の指定による河川の保全」、4つ目は「農用地区域の指定による農地の保全」といたします。

5ページをご覧ください。同様に「主要施策②」は「水辺環境の保全・活用」とし、自然豊かな水辺地とその周辺の樹林地は、潤いのある都市景観を形成する重要な景観資源として、保全・活用に努めます。具体的な施策としては、「保安林など

の指定による水辺環境の保全・活用」といたします。

6ページをご覧ください。左側に記載してあります「基本方針1」を踏まえ、「取組2 身近に触れ合う緑の保全」とし、身近に触れ合える市街地に残された社寺境内林などの貴重な緑は、身近な景観資源として次世代に継承できるよう保全に努めます。これを踏まえ、右上に記載してあります「主要施策③ 身近な樹林地の保全及び樹木の保存」とし、市街地に存在する樹林地や樹木については、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収を促進することにより、良好な都市環境を形成するほか、歴史的風土と結びついた身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与える緑地として次世代に継承できるよう保全に努めます。具体的な施策として1つ目は、「保全配慮地区などの指定による社寺境内林の保全」、2つ目は「記念保護樹木などの指定による樹林の保全及び樹木の保存」といたします。

以上、議題（2）「計画推進のための取組及び施策（主要施策①～③）」についての説明を終わらせていただきます。

《委員長》

ただいま事務局より議題（2）「計画推進のための取組及び施策（主要施策①～③）」について説明いただきました。

この内容について何かご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

《A委員》

主要施策①～③の具体的な施策に関わるのですが、例えば『丘陵樹林地の保全：保安林などの指定』と書いてあったので、てっきりどんどん保安林を指定して保安林的なところを広げていかれるお考えなのかと思って読んでいたのですが、もう既に保安林になっているところが継続されるように努めるということで、保安林は自ら解除しない限りは解除されない訳なので、ほかの色々な法指定のことを書かれているのですが、具体的な施策として指定されているものが解除されないように努めていくということが、ちょっと具体的なものか疑問な感じがしたので説明していただけないでしょうか。

《建設部主幹》

具体的な施策につきましては、現在指定されている区域について引き続き指定が継続されるよう保全に努めていきますということで、ご指摘のように新しい地域を指定していくというよりも、区域の指定を継続していくことになっておりまして、国や道、市などのほか民間も含めて区域が指定されているので、例えば民間の方は

自分の区域について解除とかを申し出た時に、所管部局が引き続き継続に努めていくように促していく形になります。

《A委員》

実際には、新しく増えていくのではなく、現状維持をしていくというお考えになるのでしょうか。

《建設部主幹》

そのような形で考えております。

《委員長》

それでは続いて、議題(2)「計画推進のための取組及び施策(主要施策④～⑩)」について事務局より説明願います。

《公園緑地課主査》

7ページをご覧ください。左側に記載してあります「基本方針2」を踏まえ、「取組3 魅力ある公園づくり」とし、市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置と機能の集約による公園の充実や地域の利用形態に合わせた魅力ある公園・緑地の整備を図ります。これを踏まえ、右上に記載してあります「主要施策④ 公園・緑地の整備」とし、人口減少等の社会情勢や市民ニーズの変化に対応した都市公園の適正な配置と機能の集約により、都市の利便性を向上させ、快適・安心なまちづくりを目指し、公園・緑地の整備を図ります。具体的な施策として1つ目は、「都市公園の適正な配置」、2つ目は「都市公園の機能の集約」、3つ目は「都市公園の整備」、4つ目は「公共施設緑地の整備」といたします。

8ページをご覧ください。同様に「主要施策⑤」は「公園・緑地の魅力向上」とし、冬期間の有効利用など、市民に広く親しまれる、誰もが快適・安心に利用できる公園・緑地の魅力向上に努めます。具体的な施策として1つ目は、「公園施設の充実」、2つ目は「冬期間の公園利用」、3つ目は「公園・緑地の維持管理」といたします。

9ページをご覧ください。左側に記載してあります「基本方針2」を踏まえ、「取組4 花と緑で癒されるまちなみの形成」とし、市街地などの緑が少ない地域の公共公益施設や民有地の緑化を推進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。これを踏まえ、右上に記載してあります「主要施策⑥ 公共公益施設の緑化」とし、公共公益施設は、多くの市民が利用することから、地域の特性を生かした緑

化を進め、市民の緑化に対する意識の向上を図ることで周辺地域の緑化を促進し、花と緑で癒されるまちなみの形成に努めます。具体的な施策として1つ目は、「公園の緑化」、2つ目は「道路の緑化」、3つ目は「河川の緑化」といたします。10ページをご覧ください。右下、具体的な施策として4つ目は、「学校などの緑化」、5つ目は「その他の公共公益施設の緑化」といたします。

11ページをご覧ください。同様に「主要施策⑦」は「民有地の緑化」とし、花と緑であられ、潤いと安らぎのある都市環境を創出していくため、周辺の自然環境などと調和した民有地の緑化に努めます。具体的な施策として1つ目は、「住宅地、商業地及び工業地の緑化」、2つ目は「緑化に関する制度の活用」、3つ目は「市街地の緑化」といたします。

12ページをご覧ください。左側に記載してあります「基本方針2」を踏まえ、「取組5 緑のネットワークの活用」とし、都市の快適で安心なまちづくりのため、これまで形成してきた道路、河川、公園・緑地の適正な維持管理に努めるとともに、都市の防災機能やレクリエーション機能を取り入れた緑のネットワークの活用に取り組みます。これを踏まえ、右上に記載してあります「主要施策⑧ エコロジカルネットワークの形成」とし、多様な生き物の都市郊外における生息・生育環境となる樹林地などの緑地、市街地の拠点となる都市公園などの緑地、それらの緑地を有機的に結び移動空間となる河川や道路などの連続性のある緑地の適正な維持管理に努めることで、エコロジカルネットワークの形成に取り組みます。具体的な施策としては、「生物多様性に配慮した緑地の保全」とし、右下の表のとおり、各区分に応じた保全の方策を定めます。

13ページをご覧ください。同様に「主要施策⑨」は「防災ネットワークの形成」とし、災害時における安全を確保するため、避難地としての機能を有する公園・緑地や火災時に延焼を抑制する幹線道路などを活用し、適正な維持管理に努めることで、防災ネットワークの形成に取り組みます。具体的な施策として1つ目は、「防災拠点としての公園・緑地の活用」、2つ目は「防火帯としての道路の緑化」といたします。

14ページをご覧ください。同様に「主要施策⑩」は「レクリエーションネットワークの形成」とし、多様なレクリエーション活動の場を備えた都市環境を形成するため、市街地における連続性のある緑地と拠点間を有機的に結び、レクリエーションネットワークの形成に取り組みます。具体的な施策としては、「拠点及び回遊路によるネットワークの創出・活用」といたします。

以上、議題(2)「計画推進のための取組及び施策(主要施策④～⑩)」についての説明を終わらせていただきます。

《委員長》

ただいま事務局より議題（２）「計画推進のための取組及び施策（主要施策④～⑩）」について説明いただきました。

この内容について何かご質問・ご意見等がありますでしょうか。

《A委員》

12ページなのですが、具体的な施策の中で丘陵樹林地と社寺境内林のところで法令等を活用して、保全に努めるというのは、どういうことをご想定されているのか、教えていただきたいと思います。

《建設部主幹》

条例等の活用についてですが、例えば社寺境内林などについては、北海道の道条例に基づいて環境緑地保護地区に指定されていますので、条例等を用いて、丘陵樹林地や社寺境内林の樹林地を保全していきたいと考えております。

《A委員》

具体的にこの活用となるとどのような方法があるのでしょうか。法令等のこういうところを活用していくなど、法令の趣旨は分かるのですが、どういうところが活用なのかなと、例えばこういう法令にあるから予算的なものがこの制度を用いてより良くしていくとか、そういうのはあるのか分からなかったもので。

《建設部主幹》

道条例の方には助成金などの制度はないのですが、市条例の方では樹木に対する助成がありますので、そういうものを利用していただければと考えております。

《A委員》

分かりました。ありがとうございます。

《副委員長》

ご報告ありがとうございました。私はこういった緑化などのハードのことについては専門外なのでよく分からないのですが、9ページから公園、道路、河川の緑化、そして10ページには学校の緑化、公共公益施設の緑化、そして続いて11ページには住宅地、商業地、というふうに緑化という言葉があるのですけれども、市民の立場と言いますか一般人の立場から言いますと、そうして緑化することで市民

とどう触れ合うのか、誰も見てないところに草が増えてもあまり意味はないと言ったら仕方ないのかもしれないですけど、緑化することによって市民の癒しとか、ここに書かれているような、身近に自然を感じるという何らかの市民に対するフィードバックと言いますか、効果が生み出されるという文言があった方が単に緑化に努めます、緑を増やします、道路にも花を植えます、市役所にも花植えますではなく、そうすることによって市民の目に広く触れて、自然に触れ合うことができるというような目的ですよね。単に花を植えるとかではなくて、市民との接点とか市民の生活に自然との触れ合いを創出するというようなことが何か盛り込まれると、より緑の策定委員会らしいというような印象がありますけれども、いかがでしょうか。

《建設部主幹》

ご指摘ありがとうございます。例えば9ページの主要施策⑥の『公共公益施設の緑化』というところの枠の中の後段にある「花と緑で癒されるまちなみの形成」ということで、例えば公園の外周の樹木であったり、バス路線などの広い道路の街路樹であったり、河川ですと両サイドの遊歩道に樹木が植えてあるなど、バスや自動車を運転している時の道路であったり、河川の遊歩道を歩く時にそれぞれ緑とか花を含めた触れ合いの中で癒されていくといった中で、先ほどご説明しました「花と緑で癒されるまちなみの形成」ということで、それぞれの場所で触れ合いながら癒されていきますので、主要施策の中でそういう形で記載させていただきまして、具体的な施策の中ではこういう場所で、こういう緑に親しんでいきますという記載にしております。

《副委員長》

言ってみれば大項目と言いますか、より大きな項目で一般論として「花と緑で癒されるまちなみの形成」というふうに述べているということですね。分かりました。ありがとうございます。

《委員長》

9ページの『公共公益施設の緑化』ということでは具体的には公園、道路、河川と書いてあります。公園、道路というのは市の施設ということで分かるので、やるべきだと思いますけど、河川の緑化を見ていくと一番下の方に勝納川と書いてあるのですが、これは二級河川で道の管理ですよ。そのほか小樽には10数河川があるんですけど、だいたい塩谷川や蘭島川の二級河川で、これがどういうふうに連携をとって、どのように進めていくというのが、頭にあるのでしょうか。

《建設部主幹》

河川の緑化に関しましては、基本的に二級河川の勝納川については北海道が所管になっておりまして、準用河川などの小さい河川については小樽市の管理になっております。こちらに記載されておりますように河川整備については緑の基本計画以外に、第1回目の時に計画の位置付けで説明したように、上位計画の中で整開保と呼ばれる区域マスの中でこちらの河川の整備等について記載されております。また、勝納川につきましては、上流の方で新幹線の新駅と建設が一部予定されている地域におきまして、河川整備を新幹線の新駅と連携しながらまちづくりをしていくということで、小樽市のアクションプランの中でも謳われていますし、それについては北海道と小樽市が協議しながら進めさせていただいております。

《委員長》

分かりました。次に12ページに移るのですが、色々な主要施策の中でほかのものは具体的に見えてくるのですが、12ページに書いてあるエコロジカルネットワークというのが、言葉の響きは極めていいのですが、具体的に何ができたらエコロジカルネットワークができたのかという何か目標あるいは到達点あまり見えてこないのと、もう一つは下の具体的な施策表があるのですが、ここの多くは僕らも生物屋なものですから、生物屋の観点から見ると手を加えない方がエコロジカルネットワークというのは維持されるし、修復されると思っているのですが、先ほどの河川のように花を植えたりという河川の河岸自体をいじってしまうと逆にエコロジカルネットワークというのは崩れていってしまうのですが、その整合性、エコロジカルネットワークの到達点あるいは評価の方法、それからほかの緑化との兼ね合い、これについて簡単にご説明お願いいたします。

《建設部主幹》

エコロジカルネットワークにつきましては、12ページに記載しているそれぞれの丘陵樹林地や河川などの色々なブロック的な区域があると思うのですが、それぞれが例えば川だったりとか、道路の街路樹だったりとか山から川へ、樹木を通して公園や社寺境内林などに繋がりネットワークとして形成していく全体の流れであります。大きく丘陵樹林地や社寺境内林などは、そのまま森林や樹林を保全していくということが大前提となっております。今委員長がおっしゃられていた河川だとかの緑化に関して新しい樹木を植えていくということに関しては、基本的に今ある樹木を守りながら、必要に応じて河川ですと遊歩道のところに新しい花壇を作ったりとか木を植えたりとかするというので、基本的には今ある樹木を守るとい

うのが大前提でそれプラス、人の回遊性を高めるために必要な遊歩道とか、足りないところに樹木とかを植えていくという形になります。今住んでいる動植物が引き続きその生息地で維持されていくということが、最終的な目的になると考えております。

《委員長》

分かりました。

それでは続いて、議題(2)「計画推進のための取組及び施策(主要施策⑪～⑭)」について事務局より説明願います。

《公園緑地課主査》

15ページをご覧ください。左側に記載してあります「基本方針3」を踏まえ、「取組6 緑を守り育てる体制の充実」とし、都市の緑化推進や公園の維持管理など、緑を守り育てる市民・事業者・行政によるパートナーシップの形成を目指します。これを踏まえ、右上に記載してあります「主要施策⑪ 緑化を推進する体制づくり」とし、都市の緑化の充実に向けて、市民・事業者・行政の協働により緑化を推進する体制の充実を図ります。具体的な施策として1つ目は、「緑化活動団体の育成」、2つ目は「緑化活動への支援」、3つ目は「市民参加による公園づくり」といたします。

16ページをご覧ください。同様に「主要施策⑫」は「緑を育む基礎づくり」とし、市民・事業者・行政の協働による緑地の保全や緑化を推進するため、身近な緑を守り育てていくことへの理解を深める機会の充実を図ります。具体的な施策として1つ目は、「緑化手法の検討」、2つ目は「緑化推進制度の周知」といたします。

17ページをご覧ください。左側に記載してあります「基本方針3」を踏まえ、「取組7 緑と触れ合う機会の充実」とし、都市の緑化に対する理解を深めるため、緑化に関する情報発信や緑化イベントの開催を通じて、緑を学び、触れ合う機会の充実を図ります。これを踏まえ、右上に記載してあります「主要施策⑬ 緑化環境の充実」とし、市民が暮らしの中で花と緑を身近に感じ、緑化イベント等を通して緑に対する理解を深めることを目指し、市民一人ひとりの緑を楽しむ緑化環境の充実を図ります。具体的な施策として1つ目は、「緑化イベントの開催」、2つ目は「自然観察会の開催」、3つ目は「広報活動の充実」といたします。

18ページをご覧ください。同様に「主要施策⑭」は「教育環境の充実」とし、緑を育む担い手として、市民が緑化活動への参加意欲を高め、緑の育て方や樹種の選定、維持管理の手法など、身近な緑について学べる教育環境の充実に努めます。

具体的な施策として1つ目は、「野外学習の場の活用」、2つ目は「学習機会の充実」といたします。

19ページをご覧ください。前回決めました「基本理念」、「緑の将来像」及び「基本方針」を踏まえ、「取組」、「主要施策」及び「具体的な施策」を定め、計画推進のための施策の体系として示しております。

以上、議題（2）「計画推進のための取組及び施策（主要施策⑪～⑭）」についての説明を終わらせていただきます。

《委員長》

ただいま事務局より議題（2）「計画推進のための取組及び施策（主要施策⑪～⑭）」について説明いただきました。

この内容について何かご質問・ご意見等がありますでしょうか。

《B委員》

14ページの『レクリエーションネットワークの形成』のところに「市街地における連続性のある緑地と拠点間を有機的に結び」と書いてあるのですが、拠点というのは具体的にはどういうところなのでしょう。

《建設部主幹》

レクリエーションネットワークの形成につきましては、拠点と申しますのは例えば小樽公園だったりとか総合公園のように大きい公園を結ぶ形をイメージしております。その回遊性を高めるところというのが例えば旧手宮線の緑地だったりとか、そういう部分をイメージした拠点若しくは回遊性のある拠点間を結ぶネットワークというふうに記載しております。

《B委員》

これは拠点というものの自体も都市公園というようなそういう市街地の緑と公園を結んでいくというイメージになるのでしょうか。

《建設部主幹》

具体的には、先ほどご説明した総合公園とそれに繋がるような道路もそうなのですが、含めた形での拠点となる面的な部分と、線となる河川だとか道路とかを通して、それぞれを行き来しながら利用していくというところで、先ほど例に出しました旧手宮線の遊歩道を移動しながら行き来できる場所として定義付けております。

す。

《副委員長》

様々な施策に対するものではないですけど、これはいずれも財政措置が必要だと思うんですけど、球根を配布するにしても、草花を植えるにしても、何を付けて予算が確保できてできる事業が比較的に多いのではないかと思うんですけど、そういうのは、確保されるものなのか、予算が付かなければ支出できないものなのか。これに関しては、基本的な施策なので期間的に予算が付くものなのか、その点に関しては、どうなのでしょう。

《建設部主幹》

今ご質問ありました予算措置については、委員の皆さんがご存じのように小樽市の財政は大変厳しい状況であります。限られた予算の中でこのような計画を策定した後にこれから実施していくという形になります。公園の新しい整備とかになりますと、事前に庁内合意を得て予算取りをして予算が付いた時に事業を進めていき、公園や樹木の維持管理については、今までもやってきたことで、それが今後より良い維持管理をしていくためには、今以上の予算が必要だということで、それにつきましては、同じように限られた予算の中からどういうふうな選定をしながら維持管理していくかというのはありますので、必ず付くというものでもなく、この計画を基にどこまで予算要望があって、全体の予算の中で公園に関わるこの計画の予算が付いていくのかというのは未知数な部分もありますが、基本的にはこの計画の理念を実施していくために必要な予算を要望していく形になっていきますが、実際の予算配分については、今後の市の状況や他の事業もありますので、その中での配分になってきますので、今委員のおっしゃられた付かなかつたらできないのかというお答えに関しては、そういうような形にもなりますということしか、今のところはいえませんが、申し訳ありません。

《副委員長》

そうしますとこの計画期間の10年が終わった令和14年くらいに、どの程度策定した計画が実施できたかという見直しと言いますか、未実施、実施済みというようなことを最終的には検討するというので、おそらく前回はそういうことをされているわけですね。

《建設部主幹》

第1回策定委員会で現計画の総括ということで実施のご説明をさせていただいたと思うのですが、この第2次が出来た後、令和5年から令和14年までの10か年計画ですので、その後また実施の状況については再度、今回同様に精査させていただいて次の計画に繋げていく、若しくは改善点を見出していくという形になると思います。

《副委員長》

ちなみに今の第1次の実施率は何パーセントくらいなのですか。半分くらいは実施されているのですか。

《建設部主幹》

実施率については項目ごとにありますので、第1回目の会議資料のところに実施の丸なりバツが付いておりますので、その個数の割合が実施率になるのか分からないのですが、出来たものと出来ていないものについては理由等を述べた形での資料になっておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

《副委員長》

分かりました。ありがとうございます。

《委員長》

その評価のところがとても難しく結局10年後にどのような状況になっているのか分からないというのがありまして、実は第1回目の策定委員会もやっていたのですが、その10年の間に小樽市の人口減というのが予想以上に進んでいるということで、それに応じて市の全体予算も減っているということで、時々刻々と変化する社会情勢に応じて、その間で出来る限りのことをするという事なのです。10年経ってから評価委員会みたいなものを開いて評価すれば良いのでしょうかけれども、やっぱり10年というのが長いものですから、出来る限りのことはやりましたという実績しか言えないというところが、もどかしいところです。

多分次の議題の25ページでその話が出るかと思っておりますので、先に進めてもよろしいでしょうか。

それでは続いて、議題（3）「計画の推進体制及び推進管理」について事務局より説明願います。

《公園緑地課主査》

20ページをご覧ください。

議題（3）「計画の推進体制及び推進管理」について、ご説明いたします。

計画の推進体制についてですが、本計画の実現に向けた施策を計画的かつ効果的に進めていくため、市民・事業者・行政がパートナーとして連携を図るための協働の仕組みを左図、市民・事業者・行政の役割分担を右表のとおり定めます。

21ページをご覧ください。計画の推進プログラムについてですが、計画の実現に向けて、目標を段階的に達成しつつ、着実に実施していくことを基本とし、策定年の令和5年(2023年)から目標年次である令和14年(2032年)までの10年間で5年ごとに前期と後期に分け、施策ごとの推進プログラムを設定します。21ページでは、「基本方針1 緑の保全」より定めた主要施策①から③に係る推進プログラムを示しております。22ページでは、「基本方針2 緑の創出と活用」より定めた主要施策④から⑥に係る推進プログラムを示しております。23ページでは、同様に主要施策⑦から⑩に係る推進プログラムを示しております。24ページでは、「基本方針3 緑の普及と啓発」より定めた主要施策⑪から⑭に係る推進プログラムを示しております。

25ページをご覧ください。計画の推進管理についてですが、計画の策定(Plan)、施策の実施(Do)、進捗状況などの検証・評価(Check)、評価に基づいた改善策(Action)を検討するPDCAサイクルによる管理を行います。そして、定期的に施策の進捗状況や問題点などを検証し、関係部局と連携を図り、本計画の推進に努めます。関係機関との連携及び協力要請についてですが、上位計画・関連計画を有する国や北海道などの関係機関と連携を図り、計画の推進に向けて協力を要請していきます。計画の見直しについては、本市を取り巻く社会情勢の変化や施策の進捗状況などのほか、「小樽市立地適正化計画」の策定に伴い、計画変更の必要性が生じた場合は適宜見直しを行います。

以上、議題（3）「計画の推進体制及び推進管理」についての説明を終わらせていただきます。

《委員長》

議題（3）「計画の推進体制及び推進管理」について説明いただきました。

この内容について何かご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

《B委員》

計画の推進プログラムの「10年間で5年ごとに前期と後期に分け」と書いてあるのですが、実施目標の矢印はどこも分けられていないように見受けられるのですが、例えばこれはPDCAサイクルでのCheckを5年後にするとか、そういう計画と見るのでしょうか。例えば「定期的に施策の進捗状況や問題点などを検証し」とあるのですが、この定期的というのもどれくらいを想定するのかなというのを教えていただければと思います。

《建設部主幹》

今委員の方からご質問のありました期間を前期・後期の5年ごとに分けていて矢印がというお話だったのですが、今回の計画は2期目でありますので、例えば公園の整備に関しますと、後期に行うとしても前期何もしないというわけではなくて、その公園の整備を行うに当たっての維持であったり予算取りであったりなど、上級官庁との協議などがありますので、そういう形で線を引くとなりますと10年間の前期と後期も引かざるという形になりますし、あと樹林地の保全だとかそういうものにつきましては、今ある地域を引き続き保全していきますよということであれば、ずっと引かざっていくという形になりますので、強弱無く引かざっているように見受けられるかと思うのですが、そういう形で引いた形になっております。あと25ページの「定期的に施策の進捗状況や問題点などを検証し」というのについては、今現在の1期計画におきましても、毎年ですね関連する部局の方を通しまして施策の実施状況についての聞き取りアンケート調査を実施しております、そちらを引き続き2期計画についても行っていきたいと考えております。

《委員長》

多分片桐委員のご質問の趣旨はこの話だと思うのですが、その場面というのがどこに当たるのか、その時に出てきた改善点がどういうふうに対処するのかというところが重要なのかと思いますけれども、そこは多分改善点があっても新しい事業を起こすとか、そういうのは今の財政から見たら考えられないですよ、それをどのような形で新たな課題が見えてきた進捗状況の中でどのような対応をされるのでしょうか。

《建設部主幹》

25ページをご覧いただきたいのですが、25ページの計画というのが第2期計画に当たりまして、実施につきましてはこの計画策定後10年間の前期5年、

後期5年に渡ってそれぞれ実施していくという形になっております。その1年ごとの先ほどご説明いたしました定期的に施策の実施状況を確認するというところで評価的なところをやっていただいて、その中で期間が前期5年と後期5年ですので、1年ごとで単純に出来た、出来なかったという話しではなくて、出来なかった部分に関して、どういう問題点があるのかということの評価しながら、次の改善点の中で実際に次の年に簡易的に何か取組をすれば施策を実施できるものについては実施していきますし、そうではなくて次の計画を含めて長期的に検討していかなければいけないことについては、ここで時間をかけながら改善点を見出していき、この期間内でその改善点が予算を含めてできない場合については、次の計画の中でそれをどう改善していくのか、継続していくのか若しくはそれが次の計画では無理な場合もありますので、再度検討していくという形になっております。

《委員長》

今のご発言の中で次の計画というのは何を指しているのでしょうか。

《建設部主幹》

現計画があって、これが2期計画になりますので、10年間でこの計画が終わりますので、3期目がある場合については、そちらに引き継がれていくという形になります。

《C委員》

活用のところで、前回確か民間事業者の公募を書かれていたと思うのですが、今回のこの内容を見ますと、どこかの民間事業者が例えば都市公園を活用して何かをしたいというそういったもの打診するような計画というのではないですか。一応環境整備して色々なことをやっても見に来る人がいないと、だから例えば前回私が聞いた時には積極的な公募したのかどうか分からなかったのですが、公募したけれども特にありませんでしたという、だからこの14ページのところに民間事業者に対する例えば昔花園公園にあったようなつつじ祭りとか、そういったものをしたいという打診というか、公募を積極的にしたらいいのかなと思ったのですが、どうでしょうか。この前ラジオで小樽公園が開花しました、その次はつつじです、次はひょっとしたらあじさいが咲くかもしれませんと言っていたものですから、そんな放送されても聞いている人は聞いているのでしょけれど、もっと積極的に活用するような方法を公募を打診したらいかがでしょうか。希望ですけど。

《建設部主幹》

公園の利用等を促進するということについてですが、ホームページとかを通してながら広報を広く周知させていくという形を今後とりたいと思っております。例えば今年試験的に行っていましたのが、手宮公園にキッチンカーという小さな車で食べ物を販売する形のものを置いて、ゴールデンウィークとか人が花を見に来る時にそういう形で利便性を高めるような形でキッチンカーを導入して民間を参入させ、それがかつ利用しながら手宮公園を行き来してもらうという形を導入したり、それについては民間の方が公募してやったりとか、それについてもホームページに周知させていただきますので、そのような形で引き続きまた他の部分も含めて検討しながらやっていきたいと考えております。

《A委員》

先日小樽市役所の林務担当者の方と会議でお会いすることがありまして、小樽市さんの方では、塩谷の方で管理できない個人の方の民有林の経営管理権を集約化して小樽市役所にとってより良い森にしていくということで、北海道では1番か2番目に取り組んでいるということですが、森林環境譲与税とか、これから森林環境税とか入ってくるのを活用していきたいとかのお話をされていたのですが、おそらくこの中で言われていたのが、丘陵樹林地とかもその辺りに係ってくるかなと思うのですが、これは民有林だと思いますので持ち主の方が中々手入れ出来ないというのがあると思うのですが、そういう方面というのはまた別の範疇なのではないでしょうか。そういうところも法令の活用と言いますか、あればどうなのかと先日お会いして思ったのですがいかがでしょうか。

《建設部主幹》

森林環境譲与税については所管が農林水産課の所管になるので、詳細は私の方で存じ上げておりませんが、民有林を含めて国有林もそうなのですが、全ての樹林地について我々としては保全をしていきたいという中で取組を所管している担当課の方で国や北海道と協力しながら進めていくのではないかと考えております。

《A委員》

小樽市さんがいくら入っていたかは覚えていないのですが、そういう財源も入っているように聞いておりますので、今までない財源の方なのかなと思いますので、そういう方ともリンクしていけたらより良く広い範囲をできるのかなと思ったも

のですから、ありがとうございます。

《委員長》

それでは、その他として、「策定スケジュール」について事務局より説明願います。

《公園緑地課主査》

26ページをご覧ください。「策定スケジュール」について、ご説明いたします。

策定スケジュールとしては、本日が第3回策定委員会であり、第4回は11月下旬に予定し、「素案」、第5回は2月下旬に予定し、「パブリックコメント結果報告」、「計画案」とする策定スケジュールとなっております。

以上、「策定スケジュール」についての説明を終わらせていただきます。

《委員長》

「策定スケジュール」について説明いただきました。

この内容について何かご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

～ 質問・意見等無し ～

なければ、本日の議題は終了しましたので、事務局へお返しします。

《建設部主幹》

本日は、大変ありがとうございました。

次回の会議は11月下旬に予定しております。

今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

(終了)